ロ　イの経営承継相続人等の印に係る印鑑証明書
ハ　当該認定承継会社が交付した会社法第百四十九条第一項の書面（当該認定承継会社の代表権を有する者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）及び当該認定承継会社の代表権を有する者の印に係る印鑑証明書
二　持分会社である認定承継会社　次に掲げる書類
イ　経営承継相続人等が特例非上場株式等である出資の持分に質権の設定をすることについて承諾した旨を記載した書類（当該経営承継相続人等が自署し、自己の印を押しているものに限る。）
ロ　イの経営承継相続人等の印に係る印鑑証明書
ハ　当該認定承継会社がイの質権の設定について承諾したことを証する書類で次に掲げるいずれかのもの
(1)　当該質権の設定について承諾した旨が記載された公正証書
(2)　当該質権の設定について承諾した旨が記載された私署証書で登記所又は公証人役場において日付のある印章が押されているもの（当該認定承継会社の印を押しているものに限る。）及び当該認定承継会社の印に係る印鑑証明書
(3)　当該質権の設定について承諾した旨が記載された書類（当該認定承継会社の印を押しているものに限る。）で郵便法第四十八条第一項の規定により内容証明を受けたもの及び当該認定承継会社の印に係る印鑑証明書

第二十三条の十第三項を同条第二項とし、同条第四項中「前項第一号及び第三号」を「前項第一号イ及びハ又は同項第二号イ及びハ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げ、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　前条第六項の規定は、法第七十条の七の二第三項第十号及び施行令第四十条の八の二第十項第一号に規定する財務省令で定めるものについて準用する。

第二十三条の十第八項を削り、同条第九項中「第七十条の七の二第二項第三号ヘ」を「第七十条の七の二第二項第三号ホ」に、「同号ヘ」を「同号ホ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項から第二十項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十一項第二号中「第二十三項第一号及び第二十七項第一号」を「第二十二項第一号及び第二十六項第一号」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「認定承継会社の」を「法第七十条の七の二第二項第五号イに規定する認定承継会社等が同号イの外国会社又は施行令第四十条の八の二第十二項に規定する法人の株式等を有する場合には、認定承継会社の」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同項第七号を同項第五号とし、同項第八号を同項第六号とし、同項第九号を削り、同項第十号中「へまで」を「ホまで」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十一号中「第七十条の七の二第二十四項」を「第七十条の七の二第三十項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十二号を同項第九号とし、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項第三号中「第七十条の七の二第二項第六号に規定する経営承継期間（以下この条において「経営承継期間」という。）の末日」を「第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限（以下この条において「相続税の申告書の提出期限」という。）の翌日から同日以後五年を経過する日」に改め、同号ニを削り、同項第四号中「この号及び次号」を「第六号まで」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　法第七十条の七の二第二十二項の規定の適用を受けた場合（基準日の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に同条第二十五項の規定による再計算免除相続税の額の通知があつた場合に限る。）には、同条第二十二項の規定の適用を受けた旨、同項に規定する認可決定日並びに同項第二号に掲げる金額及び同項に規定する再計算免除相続税の額

第二十三条の十第二十二項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「掲げる書類」の下に「（その経営報告基準日が、相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する日以前である場合には第二号及び第四号に掲げる書類を除き、当該五年を経過する日の翌日以後である場合には第五号に掲げる書類を除く。）」を加え、同項第四号中「第七号」を「第六号」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「その経営報告基準日が経営承継期間内である場合には、」を削り、「第十二条第十三項」を「第十二条第十四項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「経営承継期間の末日」を「相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する日までに合併又は株式交換等があつた場合には第一号及び第二号イに掲げる書類を除き、当該五年を経過する日」に、「、第二号ニ」を「同号ハ」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同項第二号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「第十二条第十三項」を「第十二条第十四項」に改め、同号ニを同号ハとし、同項を同条第二十三項とし、同条第二十四項を同条第二十五項とし、同条第二十六項第十号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る同項に規定する」を削り、同号を同項第九号とし、同項第七号中「経営承継期間の末日」を「相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する日」に改め、同号ニを削り、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「同条第一項に規定する」を削り、「総収入金額」を「施行令第四十条の八の二第十項第一号に規定する総収入金額」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　法第七十条の七の二第十六項第一号又は第二号のいずれに該当するかの別

第二十三条の十第二十六項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「次に掲げる書類」の下に「（その死亡等の日が、相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する日以前である場合には第二号及び第四号に掲げる書類を除き、当該五年を経過する日の翌日以後である場合には第五号に掲げる書類を除く。）」を加え、同項第六号を削り、同項第六号中「その死亡等の日が経営承継期間内である場合には、」を削り、「第十二条第十三項」を「第十二条第十四項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号中「第二十三項各号」を「第二十四項各号」に、「経営承継期間の末日」を「当該五年を経過する日までに合併又は株式交換等があつた場合には同項第一号及び第二号イに掲げる書類を除き、当該五年を経過する日」に、「、同項第二号ニ」を「同号ハ」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項第二号ロ中「、当該」を「並びに当該経営承継相続人等との続柄」を削り、「並びに当該」に改め、「並びに当該経営承継相続人等との続柄」を削り、同項を同条第二十七項とし、同条第二十八項とし、同条第三十項第一号イ(2)を次のように改める。

(2)　法第七十条の七の二第十七項第一号の再生計画、更生計画又は同号に規定する債務処理計画（(iii)において「債務処理計画」という。）に基づき同号の特例非上場株式等を消却するために同号の譲渡等をする場合　当該譲渡等後の認定承継会社の株主名簿の写しその他の書類で当該認定承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（当該認定承継会社が証明したものに限る。）並びに次に掲げる計画の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(i)　再生計画　当該認定承継会社に係る再生計画（民事再生法第二条第三号に規定する再生計画で同法第百七十四条第一項の規定により認可の決定がされたものに限る。）の写し及び当該再生計画の認可の決定があつたことを証する書類

(ii)　更生計画　当該認定承継会社に係る更生計画（会社更生法第二条第二項に規定する更生計画で同法第百九十九条第一項の規定により認可の決定がされたものに限る。）の写し及び当該更生計画の認可の決定があつたことを証する書類

(iii)　債務処理計画　当該認定承継会社に係る債務処理計画（当該債務処理計画に係る法人税法施行令第二十四条の二第一項第一号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十二条第一項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限る。）の写し及び当該債務処理計画が成立したことを証する書類